

神戸市コインランドリー施設安全対策推進要綱

昭和58年2月21日助役決定

(目的)

第1条 この要綱は、コインランドリー施設の衛生、防火、利用者保護等の対策（以下「安全対策」という。）について、市長、コインランドリー機器の製造・販売・施工業者並びにコインランドリー施設の営業者及び利用者の役割を定めるとともに、コインランドリー対策連絡会議を設置することにより、コインランドリー施設の安全対策の推進と適正な利用の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「コインランドリー機器」とは、洗濯機、乾燥機その他衣類を洗濯するための機器のうち対価を得て使用させるものをいう。

2 この要綱で「コインランドリー施設」とは、コインランドリー機器を設置して不特定多数の者に洗濯させるための施設をいう。

(市長の役割)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事項を別表第1に定める神戸市コインランドリー施設安全対策指導指針（以下「指針」という。）に基づき推進するものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全対策及び適正な利用に関する啓発活動
- (2) コインランドリー機器の製造・販売・施工業者（以下「製造・販売施工業者」という。）に対する指導
- (3) コインランドリー施設の営業者（以下「営業者」という。）が行うコインランドリー施設の安全対策及び安全かつ適正な利用に関する指導
- (4) コインランドリー施設の実態把握及び情報交換

(製造・販売・施工業者の役割)

第4条 製造・販売・施工業者は、市長が実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全対策を配慮したコインランドリー機器の製造・販売・施工
- (2) 営業者に対するコインランドリー施設の安全対策上の助言及び指導
- (3) 市長に対するコインランドリー施設の開設及び廃止並びにコインランドリー機器に関する情報の提供

(営業者の役割)

第5条 営業者は、市長の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) 安全対策を配慮した構造・設備を有するコインランドリー施設の設置
- (2) 管理責任者の選任及び表示並びにコインランドリー施設の安全かつ適正な維持管理
- (3) コインランドリー施設の利用者（以下「利用者」という。）に対する安全かつ適正な利用方法の掲示

(利用者の役割)

第6条 利用者は、市長の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全かつ適正な利用
- (2) 営業者の掲示する事項の厳守
- (3) コインランドリー施設が、不特定多数の者が利用するものであることを認識した清潔の保持

(会議の設置)

第7条 コインランドリー施設の安全対策について、関係局及び関係者との連絡及び協議を行うため、別表第2に掲げる者をもって構成するコインランドリー対策連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議の長は、衛生局長をもって充てる。
- 3 会議は、必要の都度会議の長が招集する。
- 4 会議の長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 会議の庶務は、衛生局公衆衛生課で処理する。
- 6 会議の運営に関し必要な事項は、会議の長が定める。

(分掌事務)

第8条 関係各局の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別表第3に掲げる分掌事務に従い、それぞれ主管局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

神戸市コインランドリー施設安全対策指導指針

1 構造・設備の基準

コインランドリー施設（以下「施設」という。）の構造・設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 他の用途に使用する部分と区画すること。
- (2) 採光，照明及び換気が十分に行うことができるものとする。
- (3) 床及び側壁は，不浸透性材料とし，清掃が容易な構造とすること。
- (4) 犯罪防止のため，外部より施設内が容易に見透せる構造とすること。
- (5) 排水が容易な構造とし，公共下水道のある地域にあっては，公共下水道に排水すること。
- (6) 流水式手洗設備を設けること。
- (7) 洗濯に使用する水は，清浄なものを使用すること。
- (8) 乾燥機及び附属設備の設置位置及び構造は，防火上有効なものとする。
- (9) 乾燥機を設置する場所には，簡易型火災警報器（無人施設に限る。）及び有効な消火設備（消火器又は簡易消火用具）を設置すること。
- (10) 有機溶剤を使用する洗濯機（以下「ドライ機」という。）を設置する場合には，気化溶剤回収用の装置を備えること。なお，気化溶剤を施設外に排出する場合にあっては，その開口部は周辺に悪臭等の影響を及ぼさないよう十分配慮した適正な位置に設けること。

2 遵守事項

営業者及び管理責任者の遵守事項は，次のとおりとする。

- (1) 施設内は，採光，照明及び換気を十分に行うこと。
- (2) 施設内は，毎日清掃し，その清潔保持に努めること。
- (3) 排水溝等は，汚水が停滞しないよう常に清掃に努めること。
- (4) ねずみ，こん虫等の防除に努めること。
- (5) 施設内に，ゴミ容器を備えること。
- (6) 洗濯機，乾燥機等の洗濯物が接触する部分，取手部分等は，毎日清掃し，適宜消毒を行い，清潔に保つこと。
- (7) 乾燥機内部の温度は，60℃以上とすること。
- (8) 清掃用具，消毒薬品等は，専用の場所に保管すること。
- (9) ドライ機を設置する場合は，管理者を常に置き，有機溶剤による危害防止に努めること。
- (10) 施設が，青少年非行の温床にならないように配慮すること。
- (11) 洗濯機，乾燥機及び附属設備は，安全対策を配慮した点検及び整備に努めること。
- (12) わかりやすい表現を用い，施設内の見やすい場所に，次の事項について表示すること。

ア 管理責任者の氏名及び連絡先（住所，電話番号等）

イ 安全かつ適正な利用方法

3 利用方法

利用者は，施設内に掲示された利用方法を遵守し，次により施設を利用するものとする。

- (1) 洗濯の前後に手洗いを励行すること。
- (2) おむつ，靴，ペットの衣類及び伝染性疾病にかかっている者の衣類等は，洗濯しないこと。
- (3) ドライ機の使用後は，洗濯物の取り出しを迅速に行う等取出口の開放時間を最少限にすること。

- (4) 常に施設内を清潔に保ち、利用後は、コインランドリー機器（以下「機器」という。）の清掃に努めること。
- (5) 衣類の組成表示及び絵表示を確認し、表示に適した使用をすること。
- (6) 機器が正常に作動しないときは、自己判断で処置しないで、速やかに掲示されている管理者に通報すること。
- (7) 盗難、忘れ物及び洗濯物の取り違いのないように注意すること。
- (8) 洗濯物は、制限重量内にとどめ、過量に投入しないこと。
- (9) 洗剤は、規定量を守り、過量に投入しないこと。

4 その他

この指針に定めるもののほか、法令等の規制を受ける事項については、当該法令等の規定するところによるものとする。

別表第2（第7条関係）

- 衛生局長
- 衛生局公衆衛生課長
- 消防局予防部査察課長
- 市民局青少年対策課長
- 市民局消費生活課長
- 市民局生活情報センター所長

別表第3（第8条，第9条関係）

局	分 掌 事 務
衛生局	(1) 指針1(1)から(7)まで及び(10)，2(1)から(9)まで並びに3(1)から(4)までに關すること。 (2) その他衛生に關すること。
消防局	(1) 指針1(8)及び(9)並びに2(11)に關すること。 (2) その他防火に關すること。
市民局	(1) 指針2(10)及び(12)並びに3(2)及び(4)から(9)までに關すること。 (2) その他利用者保護に關すること。

神戸市コインランドリー施設安全対策推進要綱第9条に基づく衛生基準等に関する施行細目

1 構造設備

- (1) 施設は、隔壁等により外部と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、施設の床面積（ Q ）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（ n ）に応じ次式により算出した面積（ m^2 ）以上であることが望ましいこと。 $Q（m^2）=5.5+1.2n$

- (3) 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (4) 水洗用洗濯機を設置する施設には、 $60^{\circ}C$ 以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (5) ドライ機は、これに使用される有機溶剤の人体に与える影響の問題があることにかんがみ、控えるよう指導すること。設置する場合は、次によること。
 - ア ドライ機は、密閉式のものであること。
 - イ 施設内の適正な位置に全体換気設備又は局所排気設備を備えること。

2 管理責任者

選任する管理責任者は、次によるものであること。

- (1) 必要があれば、直らに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (2) 施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、機器の使用方法、その他留意事項に関する適切な指導、助言を行うこと。

3 講ずべき措置

- (1) 十分な採光、照明及び換気とは、次のものであること。
 - ア 作業面照度は、 $300Lux$ 以上であることが望ましいこと。
 - イ CO_2 濃度が $1,000ppm$ 以下で、かつ CO 濃度が $10ppm$ であることが望ましいこと。
- (2) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (3) ドライ機を設置する施設については、次の措置を講じること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
 - エ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れたうえで、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。
 - オ おむつ、運動靴、動物の敷物等は、これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合に限りその旨を表示することにより、洗濯の禁止を除外するものであること。

4 施工届

コインランドリー施設の開始に関する情報は、別添様式のコインランドリー施工届により、提出させるものであること。